第九条第一号チただし書中「第四条第二号、第三号及び第四号に掲げる放射性物質等が収納され、又は包装されている場合」を「次に掲げるいずれかの場合」に改め、同号チに次のように加える。

(1)　内表面に当該文字を表示することが困難である場合であって、外表面に当該文字が表示されている場合

(2)　第四条第二号、第三号及び第四号に掲げる放射性物質等が収納され、又は包装されている場合

第九条第一号ヲ中「第二条第六号イ、ロ、ハ及びニ」を「第二条第六号イからホまで」に改め、同号中ヲをワとし、ルの次に次のように加える。

ヲ　放射性物質等の使用等に必要な書類その他の物品（放射性輸送物の安全性を損なうおそれのないものに限る。）以外のものが収納され、又は包装されていないこと。

第九条第一号に次のように加える。

カ　第二条第六号ヘ又はトのいずれかに該当するものが収納され、又は包装されている場合にあっては、第二号ロ及びハに規定する基準に適合すること。

第九条第九号に次のように加える。

ホ　イ及びロに規定する基準に加え、〇・一キログラム未満の六フッ化ウランが収納され、又は包装されている放射性輸送物にあっては、次に掲げる基準に適合すること。

(1)　航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示で規定する基準に従うこと。

(2)　金属製容器は耐食性を有するものに限ること。

(3)　金属製又はプラスチック製の第一次容器は、硬質の漏えいしない第二次容器に入れ、かつ、硬質な外装容器に収納すること。

(4)　第一次容器は、通常の輸送条件下で収納物が破損、破裂しないような方法で、かつ、第二次容器中に漏えいしないような方法で収納すること。

(5)　第二次容器は、適切な緩衝材と共に外装容器に確実に収納すること。

(6)　二個以上の第一次容器が一個の第二次容器に収納される場合には、第一次容器間の接触がないよう、個々に包装するか又は分離して収納すること。

(7)　外装容器は、航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示に定める、等級が1の場合の要件を満たすものであること。なお、容器の種類、材質及び細分類については、同告示において1A2、1B2、1D、1G、1H2、1N2、3A2、3B2、3H2、4A、4B、4C1、4C2、4D、4F、4G、4H1及び4H2の記号で表されるものに限る。

2　第二条第六号ヘ又はトのいずれかに該当するものが収納され、又は包装されている放射性輸送物、オーバーパック又はコンテナを、集貨として蔵置する場合におけるそれらの臨界安全指数は、各集貨ごとに五十を超えないこと。

第十八条に次の四項を加える。

6　第二条第六号ヘ又はトのいずれかに該当するものが収納され、又は包装されている一の放射性輸送物及び一のオーバーパックの臨界安全指数は五十を超えてはならない。ただし、専用積載で輸送する場合は、この限りでない。

7　前項の放射性輸送物又はオーバーパックが収納されている一のコンテナの臨界安全指数は五十を超えてはならない。ただし、専用積載で輸送する場合であって、当該臨界安全指数が百を超えない場合は、この限りでない。

8　一の航空機に積載する前二項に規定するコンテナ等の臨界安全指数の合計は、五十を超えてはならない。ただし、コンテナ等を貨物機により専用積載で輸送する場合であって、当該臨界安全指数が百を超えない場合は、この限りでない。

9　第七項に規定する一のコンテナ又は前項に規定する一の航空機に積載するコンテナ等の臨界安全指数の合計が五十を超える場合は、他のコンテナ等から六メートル以上の距離をおいて積載すること。

第十九条本則を本則第一項とし、本則に次の一項を加える。

2　放射性輸送物等を輸送した者は、前項の書類を、当該輸送の終了した日から起算して三月間保管しなければならない。

第二十二条第一項に後段として次のように加える。

なお、「臨界防止のための措置が特に必要な放射性物質等」とは、核分裂性物質のうち第二条第六号イからホまでのいずれかに該当するもの以外のものをいう。

第二十二条第一項の表第七号中「前号」を「第六号」に改め、同号を同表第八号とし、同表第六号の次に次のように加える。

七　第一号から前号までのもののうち臨界防止のための措置が特に必要な放射性物質等を収納するもの	臨界安全指数標識（第三号の二様式）	第一号から前号までに掲げる箇所	二九七七

第二十二条第二項第六号中「又は「（臨界防止のための措置が特に必要な放射性物質等以外のもの）」の文字又は「六フッ化ウラン」に続く文字」を「、「（臨界防止のための措置が特に必要な放射性物質等以外のもの）」、「（L型輸送物、BU型輸送物、BM型輸送物又は特別措置下での輸送以外のもの）」、「（L型輸送物、BU型輸送物、BM型輸送物、特別措置下での輸送又は臨界防止のための措置が特に必要な放射性物質等以外のもの）」又は「（臨界防止のための措置が特に必要な放射性物質等以外のものであって、一の放射性輸送物当たり〇・一キログラム未満のもの）」の文字」に改める。

第二十二条第七項の表特別措置下での輸送（臨界防止のための措置が特に必要な放射性物質等以外のもの）の項の次に次のように加える。

六フッ化ウラン（臨界防止のための措置が特に必要な放射性物質等）（L型輸送物、BU型輸送物、BM型輸送物又は特別措置下での輸送以外のもの）	二九七七

第二十二条第七項の表低比放射性物質（LSA―Ⅲ）（臨界防止のための措置が特に必要な放射性物質等又は六フッ化ウラン以外のもの）の項の次に次のように加える。

低比放射性物質（LSA―Ⅱ）（臨界防止のための措置が特に必要な放射性物質等であって、六フッ化ウラン以外のもの）	三三二四
低比放射性物質（LSA―Ⅲ）（臨界防止のための措置が特に必要な放射性物質等であって、六フッ化ウラン以外のもの）	三三二五
表面汚染物（SCO―Ⅰ又はSCO―Ⅱ）（臨界防止のための措置が特に必要な放射性物質等）	三三二六
A型輸送物（臨界防止のための措置が特に必要な放射性物質等であって、六フッ化ウラン以外のもの）	三三二七
BU型輸送物（臨界防止のための措置が特に必要な放射性物質等）	三三二八
BM型輸送物（臨界防止のための措置が特に必要な放射性物質等）	三三二九
特別措置下での輸送（臨界防止のための措置が特に必要な放射性物質等）	三三三一